

**財団法人日本医療機能評価機構
医療情報サービス Minds(マインズ)
診療ガイドラインについて**

- 医療情報サービス(Minds)で提供する診療ガイドラインおよび関連文献は、科学的根拠にもとづき専門家により作成されたものです。ガイドラインにおける推奨は、医学研究の蓄積による科学的判断により作成されています。よって臨床の現場においてガイドラインを判断材料として利用することができます。また充実した閲覧・検索機能により、ガイドラインや関連文献の情報を的確に得ることが可能になります。目次による閲覧キーワードによる検索、質問形式による閲覧(クリニカルクエスチョン)が利用できます。
- 診療ガイドラインは、医療従事者の経験を否定するものではありません。またガイドラインに示す治療方法は一般的な治療方法であるため、個々の患者の状況により必ずしもあてはまるとは限りません。使用にあたっては上記の点を充分に注意してください。臨床の現場においての最終的な判断は、主治医が行なわなければならないことを充分ご理解ください。

肝癌診療ガイドライン 仙台地方裁判所平成22年6月30日判決

- 事実の経緯
- 患者Aは、長く糖尿病で通院加療を受けていた。
- Aは平成12年9月に肝機能値と血小板数を勘案して、初期の肝硬変と診断された。
- Aは平成18年8月に自宅で倒れ入院となり、造影CT検査の結果、腫瘍性病変が認められ、担当医師らは、原発性の肝がんと診断した。
- Aは平成18年10月、多発性肝がんによって死亡した。

**肝癌診療ガイドライン
仙台地方裁判所平成22年6月30日判決**

- 原告の主張
- 原告(Aの遺族)らは、担当医さんは、肝がん発見を目的として、2~6か月間隔で腫瘍マーカー、超音波検査、造影CT等の検査を行うべきであるのに、これを実施しなかつた点において、過失があると主張した

**肝癌診療ガイドライン
仙台地方裁判所平成22年6月30日判決**

- ガイドラインの記載
- ア 高危険群の設定
　B型慢性肝炎、C型慢性肝炎、肝硬変のいずれかが存在すれば肝細胞癌の高危険群とされる。特に、B型肝炎患者は、超高危険群に属する。
- イ 肝細胞癌サベイランスのアルゴリズム
　肝細胞癌の超高危険群に対しては3~4ヶ月に1回の超音波検査及び2つ以上の腫瘍マーカーの測定を、高危険群に対しては6ヶ月に1回の超音波検査及び2つ以上の腫瘍マーカーの測定を行う。これは、2~6か月ごとに腫瘍マーカーと超音波検査による定期的スクーリングを行うと、肝細胞癌が単発かつ小結節で検出される可能性が高く、また肝細胞癌の倍増時間の点からも妥当であると考えられる上と根拠とする。ちなみに、サベイランスの至適間隔に明確な工式ではなく、推奨の強さはグレードC(1)を行うことを考慮して少し少しだけ科学的根拠がない)である。
- ウ 諸検査の実施
　超音波検査で結節性病変が新たに指摘された場合、ダイナミックCT検査あるいはダイナミックMRIを撮像し、鑑別診断を行う。また、AFPの持続的上昇あるいは200ng/ml以上の上昇、PIVKA-2の40mAU/ml以上の上昇、 AFP-L3分各の15%以上の上昇を認めた場合、超音波検査で腫瘍が検出できなくても、ダイナミックCTあるいはダイナミックMRIを撮像する。CT、MRIなどの画像診断において造影剤使用は必須である。造影剤使用に当たっては造影剤アレルギーの発生を考慮し、事前に患者に対する十分な説明と同意を得ることが必要であり、容態急変時の緊急処置の備えも万全でなければならぬ。

肝癌診療ガイドライン

仙台地方裁判所平成22年6月30日判決

- (判決)契約上の債務者は債務によって成すべきことを義務付けられるところ、当該契約の性質がいわゆる手段債務である場合には、債務者は当該契約の本旨にしたがって合理的な行動をとることを契約当事者間で義務付けられると同時に、社会的にも上記のような合理的な行動を取ることが期待される。そうであれば、手段債務における債務不履行は、原則として合意と競合する非法行為の過失では、当該手段債務の内容及び趣旨に照らして合理的な行動をとる行為である場合に該当する。したがつて、医療契約の本質は、うなづかし難いものではない。治療にあたって最善を尽すとする意図の実現を保証するものではなく、治療にあたって最善を尽すとする意味での手筋債務であると解される。ことに照らすは、医療機関は、当該診療行為が実施された時の医療水準、人間の性質及び地域の特性に照らし、社会通念上期待される合理的行動から逸脱したと評価される場合には不法行為の過失責任を負うとするのが相当である。しかるに、医療機関の診療行為は、限られた診療時間や情報を前提として患者の病状に対して考へられるいくつかの選択肢の中から最もと思われる結果を選択し、仮にその最も良きと思われた選択が結果的に正しくなかった場合には、その反省を離れて、再度、最も良きと思われる治療行為を選択し直すという性質を有するものである。すなわち、最も良きと思われる治療行為を選択したにもかかわらず、結果的には期待した結果にならなかつたり、合併症を生じるような場合もありうるのである。そのような場合には、その反省を活かして技術及び治療経験の向上に努めることが将来的医療の進歩につながるといふ点からも合致したいたい。そうであれば、人の命伸び及び身体にかかるわざと医療機関は、医療の注意義務を負うることは容認を要しないことであるが、他方、医療機関は医療行為の適切性を判断する個別具体的な状況において当該診療行為を選択したことが合理性を有しているのであれば、その裁量は十分に尊重する必要があるといわなければならない。

肝癌診療ガイドライン

仙台地方裁判所平成22年6月30日判決

- 診療ガイドラインは、その時点における標準的な知識を集約したものであるから、それに沿うことによって当該治療法が合理的であると評価される場合が多くなるのはもとより当然である。もっとも、診療ガイドラインはあるゆる症例に適応する絶対的なものとまではいえないから、個々の患者の具体的な症状が診療ガイドラインにおいて記述された症状と必ずしも一致しないような場合や患者固有の特殊事情がある場合において、相応の医学的根拠に基づいて個々の患者の状態に応じた治療方法を選択した場合には、それが診療ガイドラインと異なる治療方法であつたとしても、直ちに医療機関に期待される合理的行動を逸脱したとは評価できない。そして、上記のとおり肝疾患診療ガイドラインにおいてサーケイランスの至間隔に関する明確なエビデンスはない」とされており、推奨の強さはグレードC1(「行うこと」を考慮してもよい)が「十分な科学的根拠がない」と位置づけられていることからすれば、サーケイランスの至間隔については一義的に標準化されているとは認めるがためであるから、上記間隔については医師の裁量が認められる余地は相対的に大きくなるものと解される。

肝癌診療ガイドライン

仙台地方裁判所平成22年6月30日判決

■ 具体的判断

■ ア Aの病態 医師は、自

医師は自らAを肝硬変と診断しており、その後上記診断を変更しようとしたり、他の疾患との鑑別診断を試みた形跡は窺えられない。Aの肝硬変は進行が遅いものではあったものの肝細胞癌の発癌リスクは否定されるものではないと認めている。また、Aは、平成12年7月ないし8月の時点において、肝臓の腫大及び辺縁不整といった画像所見や食道靜脈瘤が認められているほか、血清蛋白渦動曲線が肝硬変に特徴的なパターンとなっているなど、肝硬変であることを明らかに示す所見があった。そして、これら所見がその後改善した事実は認められない。さらに、上記認定(省略している)とおりAの血小板数は平成12年9月から平成13年8月まで概ね10万～15万/ μ lの範囲で推移していたところ、血小板数の減少は肝組織の線維化が進展していることを間接的に示す指標であり、一般的には血小板数が15万/ μ l～山未満であれば線維化が進行しているとされるごとに照らせば、肝組織の線維化が一定程度進んでいたことが推認できる。そして、上記認定(省略している)とのおり肝細胞癌の発癌リスクは肝組織の線維化が進むほど高くなるとされている。以上の事情を考慮すれば、Aの肝硬変は、発癌リスクが特に否定されるような病態であったとは認められない。

肝癌診療ガイドライン

仙台地方裁判所平成22年6月30日判決

- 本件で拘禁されるサーベイランスの至適期間医師がどの程度の期間隔でサーベイランスを行なうべきであったかを検討するに、上記認定とのおり肝臓診療ガイドラインにおいて非アルコール性の肝硬変は肝細胞癌の高危険群となり、回の超音波検査及び腫瘍マーカーの測定が推奨されている。そして、上記認定(省略している)のところAの肝硬変は発癌リスクが否定されるものではなくたゞに加え、上記認定(省略している)のところおり肝硬変の前段階である慢性肝炎であっても発癌リスクが相当程度認められるところからすれば、Aの肝硬変が初期のものであつたとしても、医師がAに対して肝硬変を診断してから一度も超音波検査等を実施していないことが他の医学的根拠¹のまゝの如き説明がないたゞに加え、本件での検査結果からAにおいてAの肝硬変が既存で進行しているかと判断するに至る自体は不思議であるとはいえない。したがって、これらの検査結果を根拠として肝癌診療ガイドラインとは異なるサーベイランスを実施していくとしても、上記のとおりサーベイランスの間隔についての医師の判断を認めめる余地があるところを併せて考慮すれば、直ちに不合理であると判断することはできないとの見方もあり得ないではない。しかしながら、本件においては、そもそもサーベイランスそれ自身が全く実施されていなければ、即ち、肝臓診療ガイドラインによるとサーベイランスを実施するところが妥当であるとした場合に「具体的なサーベイランスの間隔及び方法をどのようなものにするのが妥当であるか」という点や、それを実行する医学的根拠はどのようなものかといった点について何ら報告ににおけるA張立証がない。以上の後援によれば、医療行為において医師の裁量を尊重する必要があること及び肝臓診療ガイドラインが絶対的な基準ではないことを考慮してもなお、Aに對し、肝硬変を目的とした上でAから月間隔で腫瘍マーカー及び超音波検査を実施し、腫瘍マーカーの上昇や結節病変が疑わされた場合には這に超音波検査等を実施するべきであったというべきである。

肺血栓塞栓症／深部静脈血栓症(静脉血栓塞栓症)予防ガイドライン

仙台地方裁判所平成20年8月19日判決

- Aの相続人である原告らが、被告の経営する病院において治療を受けたAが肺梗塞により死亡したのは、被告がAの病状を過呼吸症候群等と誤信して、肺梗塞の治療をしなかったこと等によるものであるとして、被告に対し、診療契約上の債務不履行又は不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案で、ギブス固定が肺塞栓症の危険因子であるという見方は、平成16年6月25日当時には新しい見知りであったといふべきであり、被告においてかかる新しい見知りを前提に診断・治療に当たったことが医療水準であったとした場合には、少なくとも、被告病院と同規模以上の医療機関においてギブス固定が肺塞栓症の危険因子であるとの見知りが共有されておる必要があるといふべきであるところ、当時においては、基幹病院の整形外科責任者においても、ギブス固定が肺塞栓症の危険因子であるとの見知りが十分には共有されていなかったことがうかがわれるのであるから、被告のような専門開業医において上記知識を前提に診療にあたるるべきであったということまできないとして、請求を棄却した事例。

蘇生措置について、AHA(アメリカ心臓学会)のガイドライン(日本のガイドラインもならっている)

仙台地方裁判所平成20年11月25日判決

- 亡Aの権利を相続した原告が、亡Aが死亡したのは、被告が設置管理する被告病院において、当科医師及び看護師によって、Aの不穏状態の鎮静のために過量のセレネース及びドリムカムが投与されたことによるとして、被告に対して、主訴的には不法行為に基づき、予備的には診療契約上の債務不履行に基づき、損害賠償等を求めた事案において、本件機序がセレネース又はドリムカムの薬効による呼吸停止からの心停止であると認めることはできず、また本件機序がセレネース及びドリムカムの薬効による血圧低下からの心停止であると認めるものできないし、亡Aに対するセレネース及びドリムカムの投与と、亡Aの死との間に相当因果関係を認めるにはできないとして、原告の請求を棄却した事例

アメリカ心臓病学会ガイドライン 岡山地方裁判所平成21年1月20日判決

- 亡Aの子である原告らが、Aが歯科医院に受診中に意識障害に陥り、被告病院に搬送されて治療を受けたが、くも膜下出血により死亡したことに關し、被告病院の医師らには頭部CT検査を遅滞してAのくも膜下出血を見落とした注意義務違反があるなどとして、被告に対し、債務不履行または不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案で、Aの被告病院救急外来搬入後の状態が急性心筋梗塞が疑われるような状態であったことからすると、被告病院の医師らに冠動脈造影検査に先立って頭部CT検査をすべき義務があったということとはできないなどとして、請求を棄却した事例。

フルデカシンと経口抗精神病薬の全体の投与量と、米国エキスパートコンセンサスガイドライン 横浜地方裁判所平成21年3月26日判決

- 原告が、統合失調症のため、被告が設置する被告病院において入通院治療を受けた際、被告病院の医師から、バーキンソニズムに禁忌の薬剤を過剰、かつ、不当な方法で投与されるなどしたため、バーキンソニズムが発症、悪化し、損害を被ったと主張して、診療契約上の債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償を求めた甲事件と、被告が原告に対し、医療費の支払を求めた乙事件からなる事案において、フルフェナジンを成分とする抗精神病薬について、添付文書に具体的に記載された用量と異なっていたとしても、それが添付文書上予想された適宜増減の範囲内である限り、直ちに添付文書の記載内容に違反するものではない等とし、また、ペサコリン散の投与についても、添付文書に反しても、本件においてはそこに合理的理由があるものといえるとして被告病院の担当医師の過失を否定し、甲事件原告の請求を棄却して、乙事件原告の請求を認容した事例。

日本救急医療財団・日本版救急蘇生ガイドライン策定小委員会 「わが国の新しい救急蘇生ガイドライン(骨子)確定版」 大阪地方裁判所平成21年5月18日判決

- 亡Aが、被告が開設・運営している被告病院において、不適切な投薬により死亡したとして、Aの相続人である原告らが、被告に対し、不法行為又は診療契約上の債務不履行に基づき、損害賠償を求めた事案において、本件において、Aに対する一般名アドレナリンであるボスマシンの投与は、既に十数分間心肺停止状態が続いている、不可逆的な脳障害が発生していてもやむを得ないという段階以降においてされたものであり、そのまま心マッサージを続けても回復する見込みがない状況下において、心停止の回復に強力な効果を有する」とされるボスマシンを禁忌であるが投与したことをもって、被告病院の医師に過失があるということとはできない等として、原告らの請求をいずれも棄却した事例。

日本循環器学会が平成13年に策定したガイドライン 岐阜地方裁判所平成21年6月18日判決

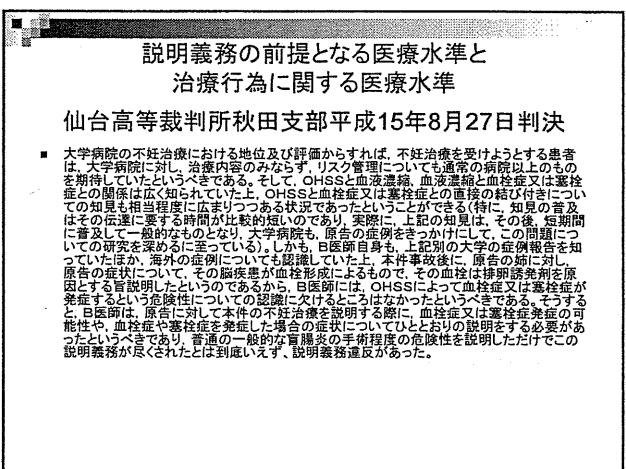
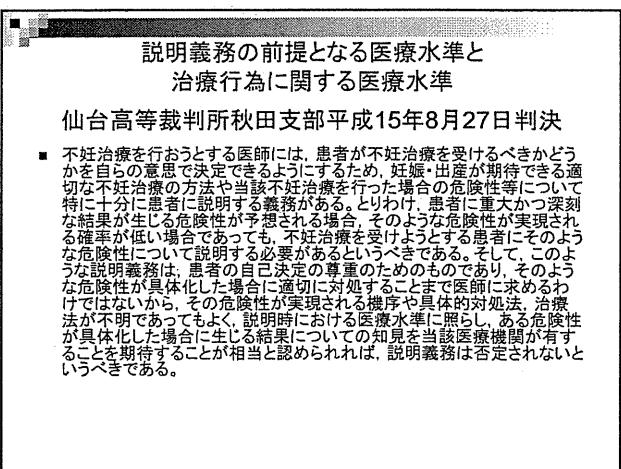
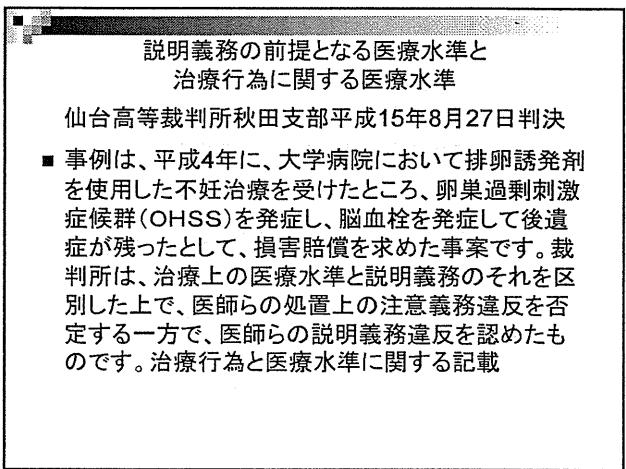
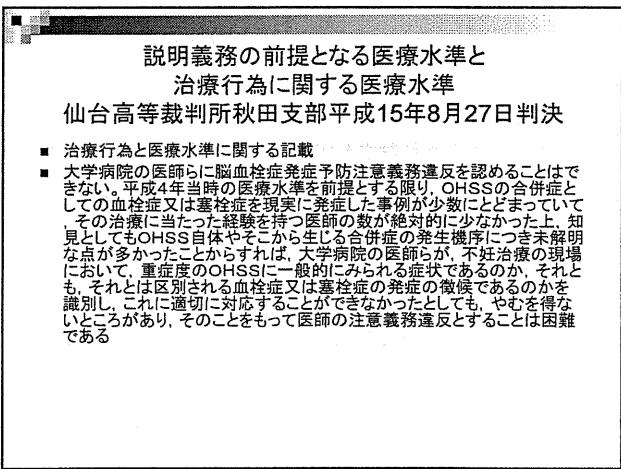
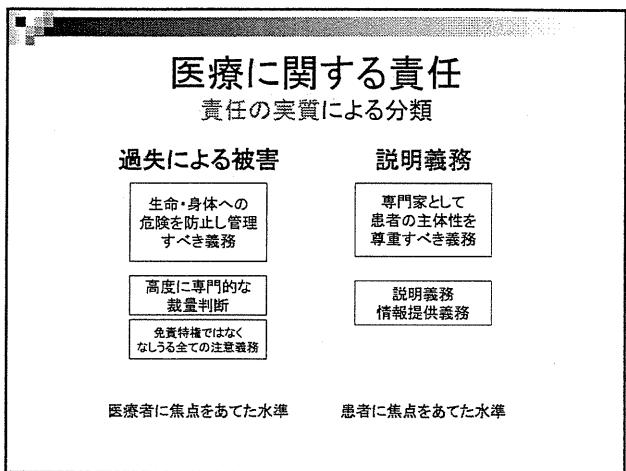
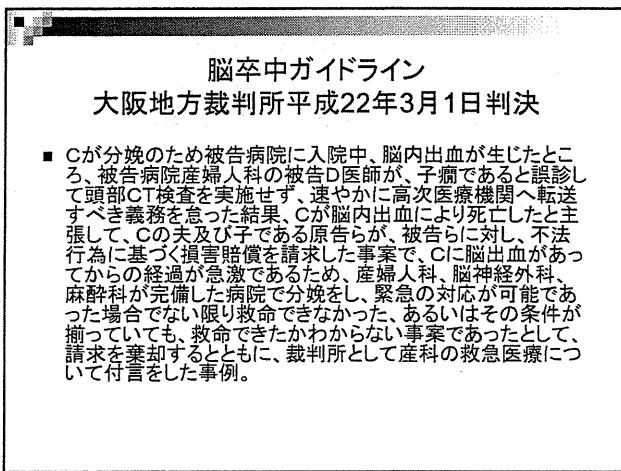
- 原告が、被告が開設するA病院で治療を受けて退院し、その翌日に脳梗塞で倒れ、再びA病院に入院したが後遺障害が生じたことにつき、医師の手術の選択又は術後管理の過失により損害が生じたとして、損害賠償を求めた事案で、D医師が、原告の抗凝固レベルが推奨レベルになるまでの間、入院を継続し、ヘパリン抗凝固療法を中止することなく併用しつつ、ワーファリンの投与量を調節しなかったことにより、原告が脳梗塞を発症した高度の蓋然性があり、他に特段の事情がない限り、除細動後の抗凝固療法が不十分だった過失と本件脳梗塞発症との間に因果関係を肯定するのが相当であるとし、請求を一部認容した事例。

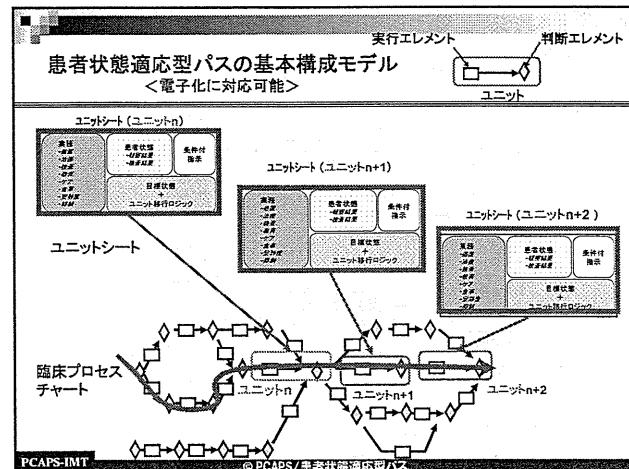
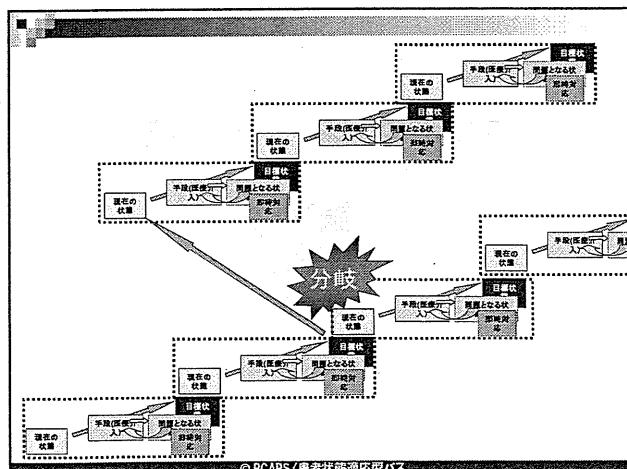
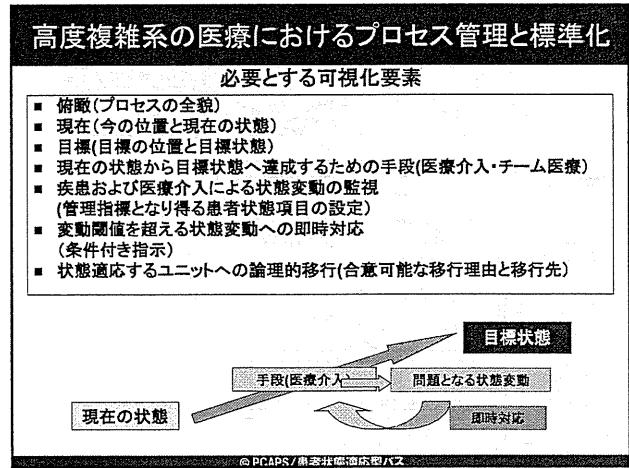
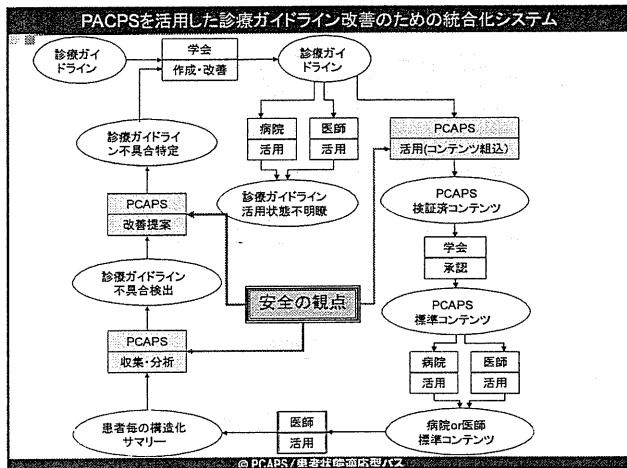
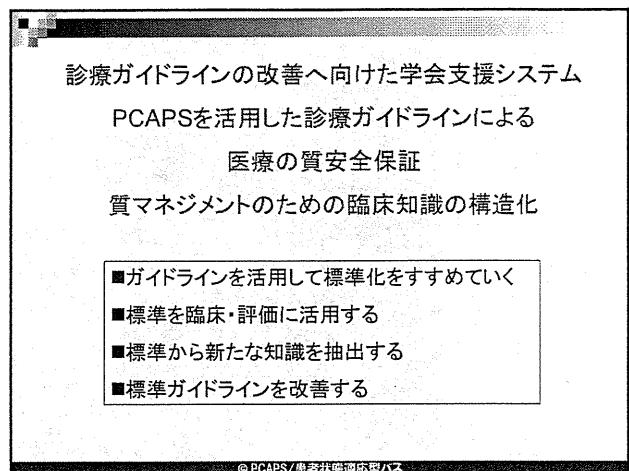
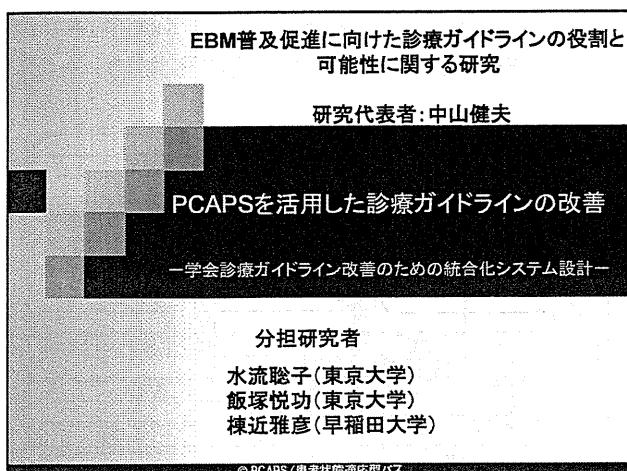
日本脳ドック学会 (未破裂動脈瘤に関する)ガイドライン 岐阜地方裁判所平成21年11月4日判決

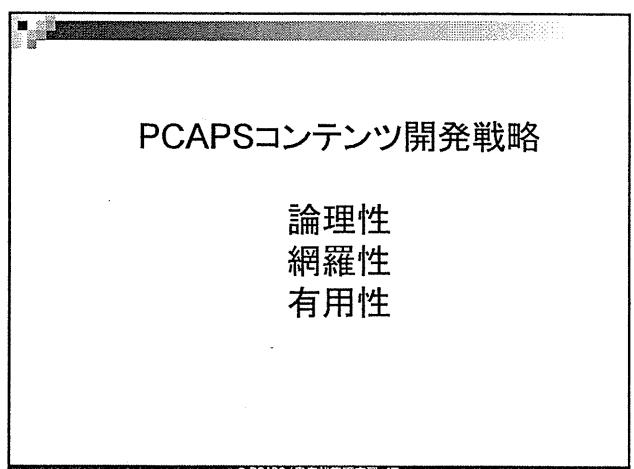
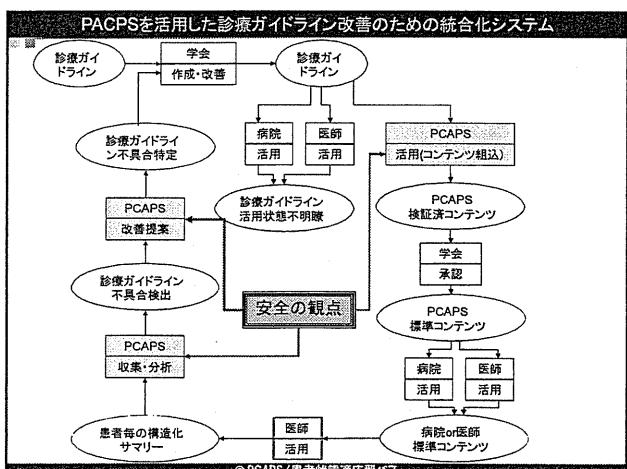
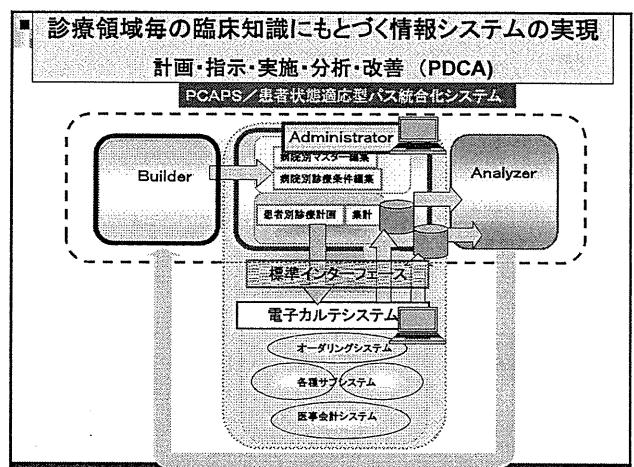
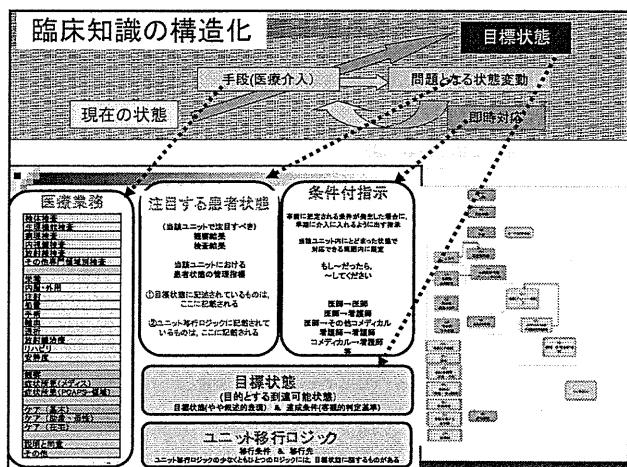
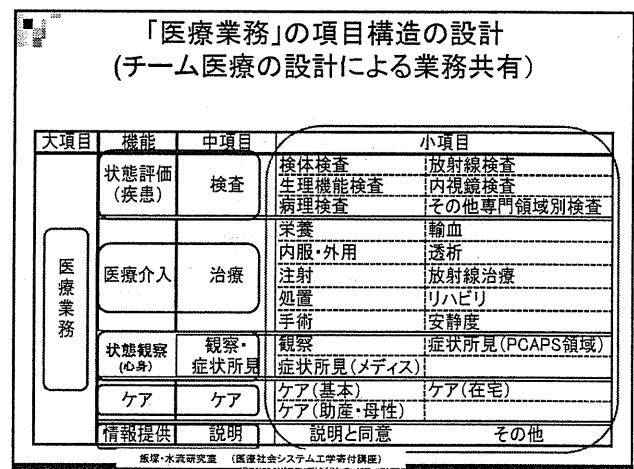
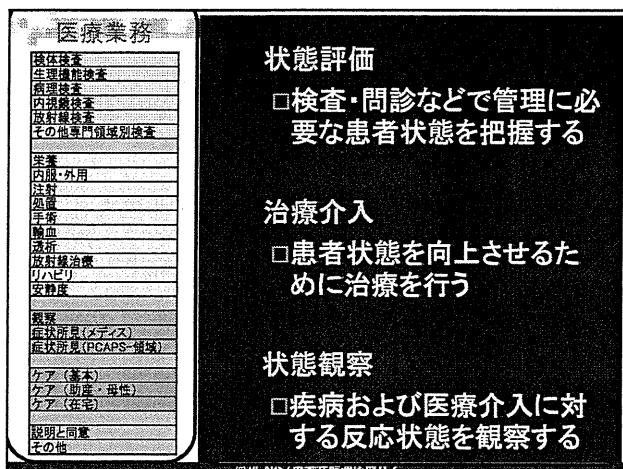
- 原告が被告に対し、被告の従業員である医師らの過失により、左右両側の中大脳動脈瘤の一二期的破裂予防手術の後に脳梗塞を発症し、後遺障害負ったとして、被告に対し損害賠償を求めた事案で、被告担当医師らは、原告に対し、本件手術の必要性、有効性及び安全性について、詳細かつ丁寧に説明すべき義務があったにもかかわらず、これを怠り、本件左側手術及び一期的手術に伴う後遺症出現の可能性について適切に説明しなかったというべきであり、被告担当医師らには説明義務違反があつて、不法行為が成立するとし、請求を一部認容した事例

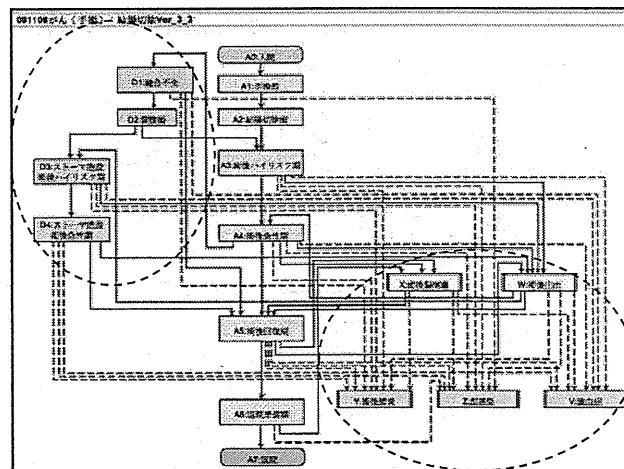
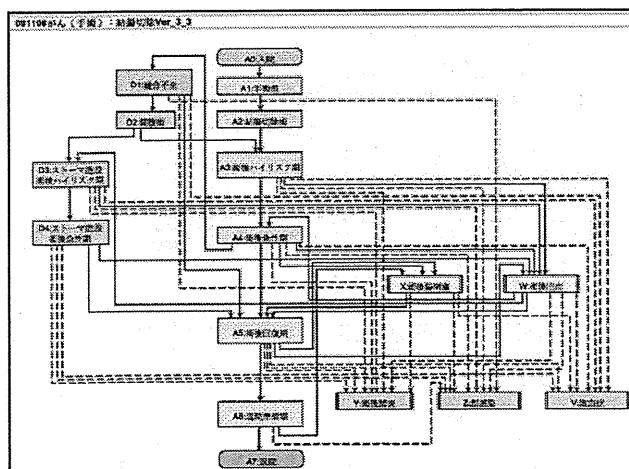
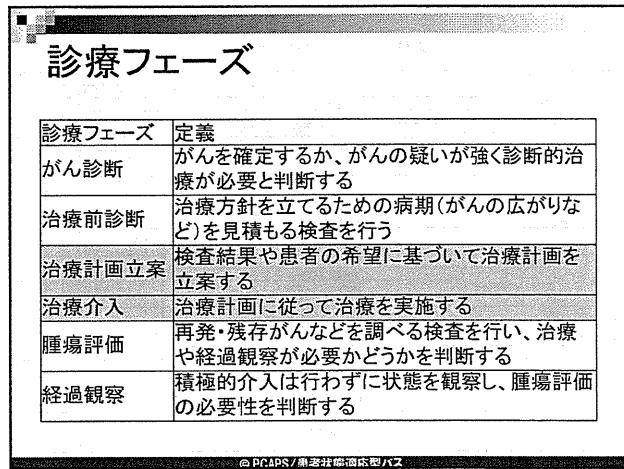
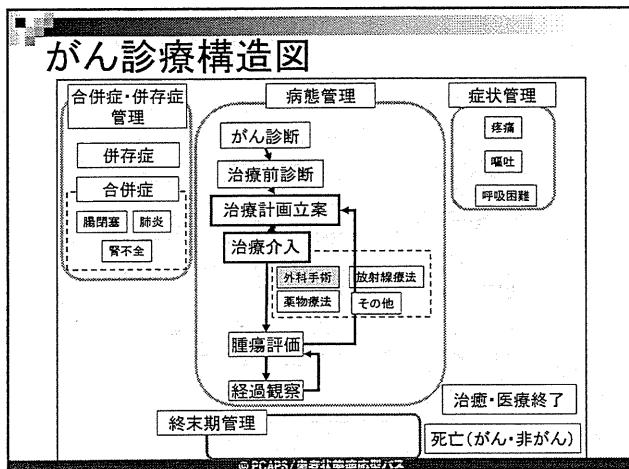
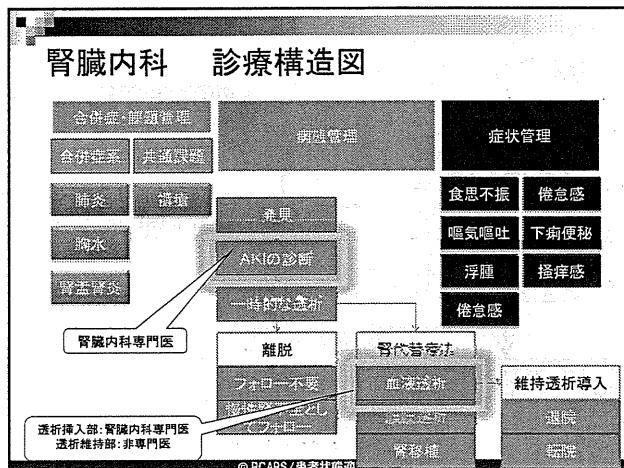
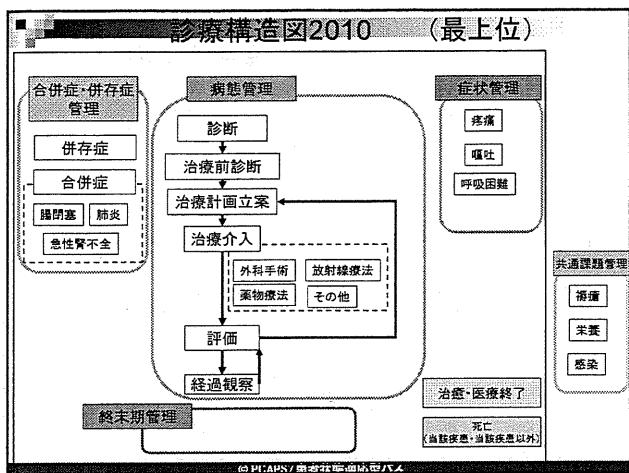
日本妊娠高血圧学会 PIH管理ガイドライン2009年版 名古屋地方裁判所平成21年12月16日判決

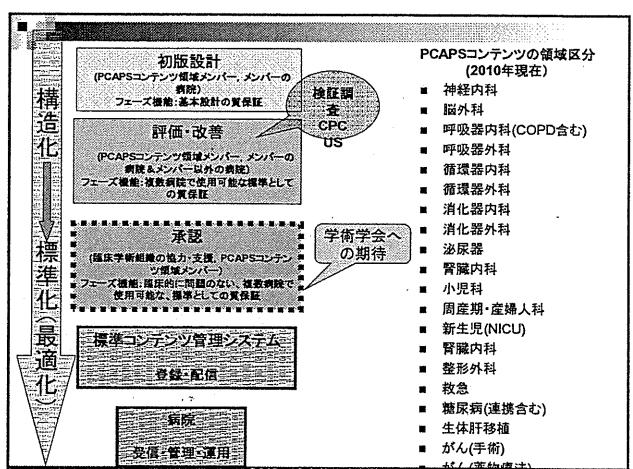
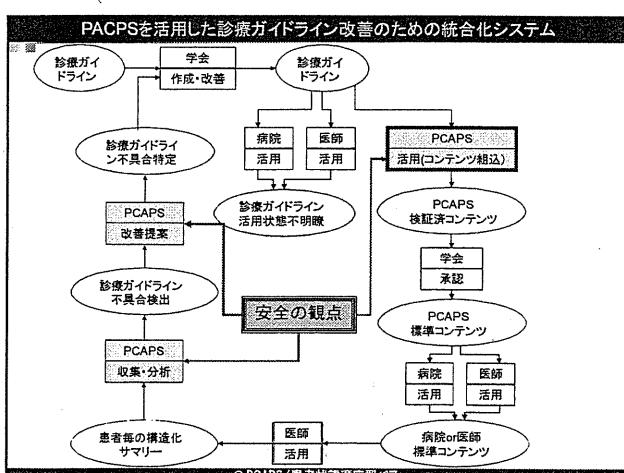
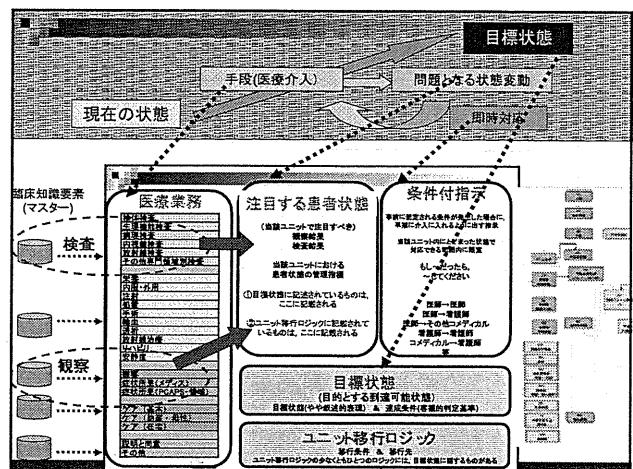
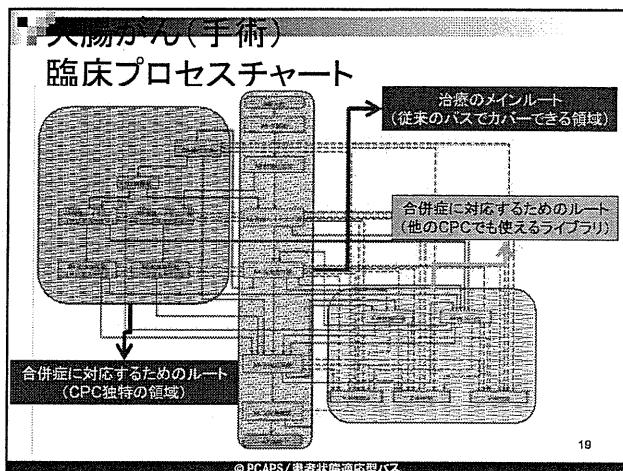
- 亡Aの遺族である原告らが、妊娠高血圧症候群を管理するために被告病院に入院したAが、HELLP症候群、子癪を発症して死亡したのは、被告による妊娠高血圧症候群に対する管理を怠った過失、帝王切開の実施が遅れた過失、帝王切開後の管理を怠った過失、子癪に対する診療を怠った過失によるものであるとして、被告に対し、不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案で、被告病院における帝王切開後の管理は、血液検査および降圧剤投与の点について、重症の早発型PIHが10日程度続いた後に帝王切開を実施したAに対する管理として不十分といるべきであり、過失を認めるのが相当であり、帝王切開後の管理に過失がなければ、Aが現実に死亡した時点においてなお生存していた高度の蓋然性を認めるのが相当であるとして、請求の一部を認容した事例。

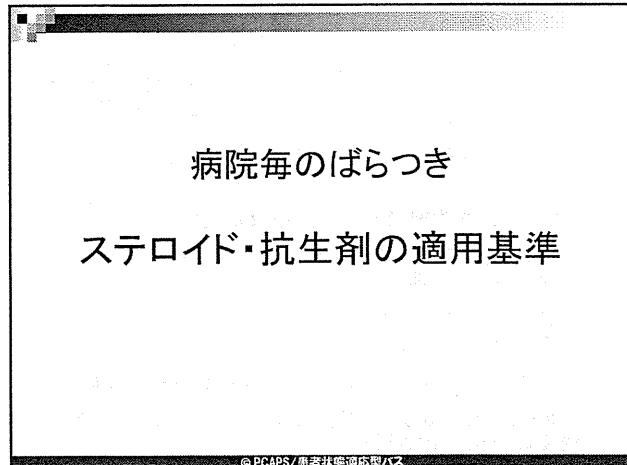
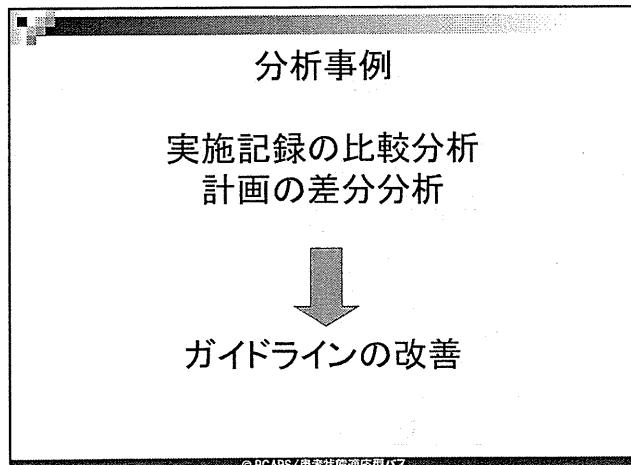
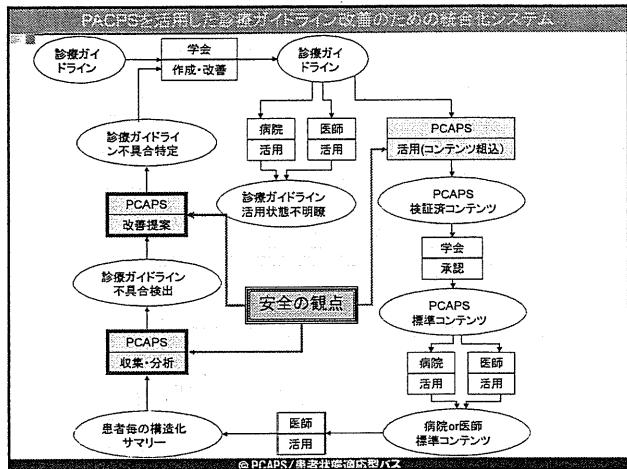
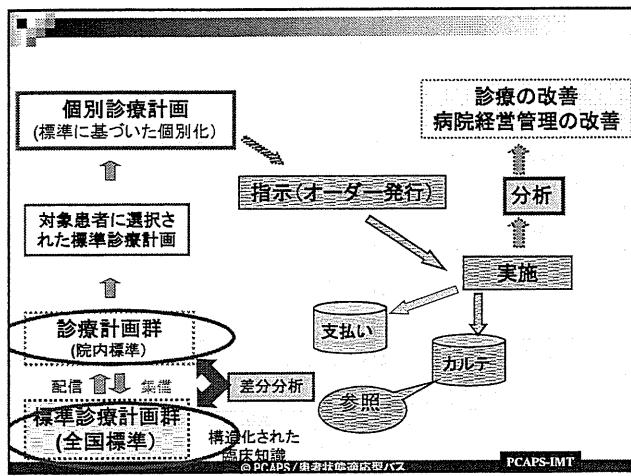












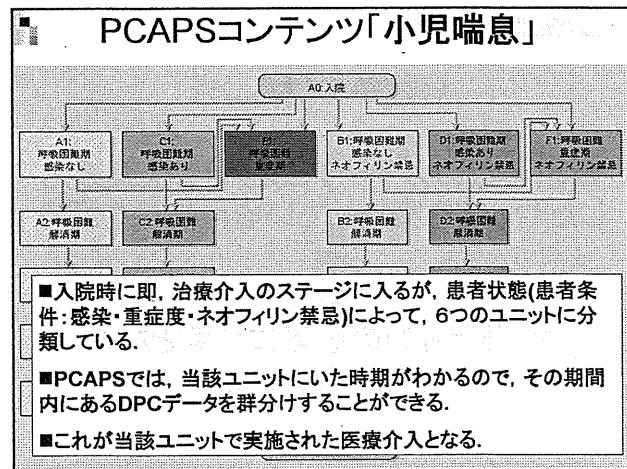
■ PCAPS臨床プロセスチャートのユニット滞在期間データを使って、DPCデータを、各ユニットに分割して、比較する

PCAPS	A病院	B病院	C病院	D病院
A1				
A2				
A3				

■ PCAPSを用いた患者状態の同一ステージ毎の診療ベンチマーク研究

班長
齊藤 寿一 (社会保険中央総合病院)

© PCAPS/患者状態適応型バス



日数	PCAPS	S病院	
		95143041 1日目	1414965 1日目
A1	ME分	ムコダイン細粒 50% メブチン顆粒 0.01%	ペリアクランシロップ 0% ムコダインシロップ 5% ラックビー-微粒
	内服		
	頓服		
	外用	ホタナリンテープ(1枚)	
	静脈内		
	注射	ソリタT1(200ml)/ネオフィリン 1本 ソリタT3(500ml)/ネオフィリン 持続点滴注射 ソリタ-T3号 500mL 水溶性ブドウ糖 10mg 生理食塩液「ヒカリ」 100mL	点滴注射(乳幼児) 点滴注射(乳幼児)加算 ソリタ-T1号 200mL ソリタ-T1号 500mL ソリタ-T3号 500mL 生理食塩液「ヒカリ」 50mL
処置	ベネトリン吸入液 インタル吸入液 (臨時)ベネトリン吸入液 (臨時)ビソルボン吸入液	ネブライザー ベネトリン吸入液 0.5% インタル吸入液 1%2mL	ネブライザー インタル吸入液 1%2mL ベネトリン吸入液 0.5%
日数		1日目	2~3日目
ME分	ムコダイン細粒 50% メブチン顆粒 0.01%		
内服			

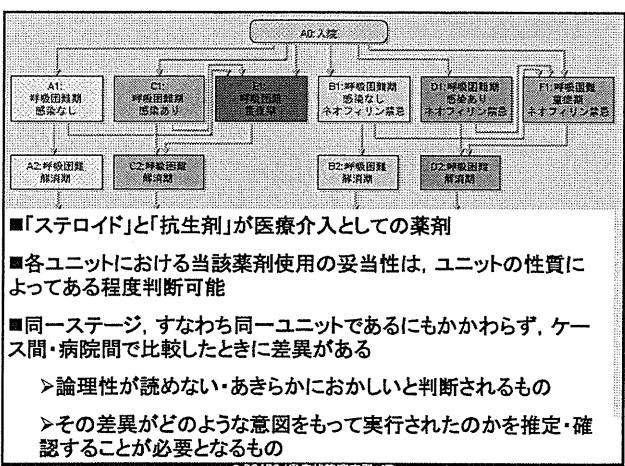


表1 フルマックス（病院、系列式）の使用状況

表1. ステロイド(病院・系列ごとの使用状況)								
系列＼病院	重症度	感染	PCAPS での扱い	社保中	群馬	札幌 (A1なし)	東北	計
A系列	軽、中等症	無し	記載無し	2/5件	1/2件	1/2件	4/6件	1/1件 9/16件
C系列	軽、中等症	有り	記載無し	0/1件	7/8件	—	—	3/3件 10/12件
CE系列	重症	有り	記載有り	—	—	—	4/4件	4/4件
AE系列	重症	無し	記載有り	—	—	—	2/2件	2/2件
計				2/6件	8/10件	5/8件	1/10件 25/26件	

表2. 抗生剤（病院・系列ごとの使用状況）

系列\病院	重症度	感染	PCAPS での扱い		社保中	群馬	札幌	札幌 (A1区分)	東北	計
			なし	有し						
A系列	軽、中等症	無し	記載無し	—	1/5件	1/2件	1/2件	3/6件	0/1件	6/16件
C系列	軽、中等症	有り	記載有り	0/1件	8/8件	—	—	—	1/3件	9/12件
CE系列	重症	有り	記載有り	—	—	—	—	—	3/4件	3/4件
AE系列	重症	無し	記載無し	—	—	—	—	0/2件	0/2件	—
計					1/5件	0/10件	0/9件	1/12件	10/22件	—

病院毎のばらつき

当該時点のガイドラインよりも状態適応したやり方を実施している可能性を探る

ガイドラインの改善に参考となる 臨床知識の抽出

© PCAPS/黑色状態商店様

小兒氣管支喘息

ガイドラインは小児気管支喘息治療・管理ガイドライン2002(JPGL2002)、小児気管支喘息治療・管理ガイドライン2005(JPGL2005)、そして現在のもの(2008年度版)に改訂されてきた。

の(2008年度版)に改訂されました。喘息の重症度は、ある期間における喘息発作の回数、発作の程度を指標にして決めていました(表1)。小児喘息の発作型重症度分類はJPGL2002からPCAPSが作られた後のJPGL2005にかけて変化はなかった。また、2002年の改訂に伴い、重症度の判定を発作型に準拠して判定するようにしたので、それまでの(JPGL2002以前)の重症度判定(軽症、中等症、重症)とは一致しない。

表 1 小児喘息の発作型重症度分類

発 作 時	症状の程度ならびに進展	治療ステップ
間欠型	症状の程度ならびに進展、頻度理屈が出現する。 時に呼吸困難を伴うことがあるが、2-3回発作の服用で無期間で症状は改善し持続しない。	ステップ1
短症持続型	呼吸困難感が1回以上、1回も持続する。 時に呼吸困難を伴うが持続せず、日常に生活が阻害されることが多い。	ステップ2
中等症持続型	呼吸困難感が1回以上、1回も持続する。 時に呼吸困難を伴うが持続せず、日常生活に影響を与えることがある。	ステップ3
直重症持続型1	直重症場所が毎時持続する。 時に1-2回発作とより日常生活が阻害される。	ステップ4-1
直重症持続型2	直重症場所に相当する部位を行なめて散在が持続する。 しばしば後間の1-2次作で時間が必要と呼吸困難を返り、日常生活が制限される。	ステップ4-2

2010年度現在の臨床・ガイドライン2008

表 1 小児喘息の長期管理に関する薬物療法 2~5歳(2008年度版)

吸入ステロイド薬 BDP換算200~300 μg/日	
以下のいずれか、あるいは併用 経口抗アレルギー薬 DSCG+β2刺激薬 (1日2回吸入) オメソチジン除放散剤	以下のいずれか併用(考慮) ロイコトリエン受容体拮抗薬 経口抗アレルギー薬 β2刺激薬 (1日2回吸入) オメソチジン除放散剤
発作に応じた薬物療法 吸入ステロイド薬 抗アレルギー薬(BDP) スティック 間欠型	吸入ステロイド薬 抗アレルギー薬(BDP) スティック 間欠型
吸入ステロイド薬 BDP換算200~300 μg/日	以下のいずれか併用(考慮) ロイコトリエン受容体拮抗薬 経口抗アレルギー薬 β2刺激薬 (1日2回吸入) オメソチジン除放散剤
吸入ステロイド薬 抗アレルギー薬(BDP) スティック 間欠型	吸入ステロイド薬 抗アレルギー薬(BDP) スティック 間欠型

表 1 小児喘息の長期管理に関する薬物療法 6~15歳(2008年度版)

専門医のもと長期入院使用 経口ステロイド薬 (静注・経口)	
吸入ステロイド薬 BDP換算200~300 μg/日	吸入ステロイド薬 BDP換算200~400 μg/日
または以下のいずれか併用 以下のいずれか併用 経口アレルギー薬 DSCG+β2刺激薬 オメソチジン除放散剤	以下のいずれか併用 ロイコトリエン受容体拮抗薬 経口抗アレルギー薬 β2刺激薬 オメソチジン除放散剤
発作に応じた薬物療法 吸入ステロイド薬 抗アレルギー薬(BDP) スティック 間欠型	吸入ステロイド薬 抗アレルギー薬(BDP) スティック 間欠型
吸入ステロイド薬 BDP換算200~300 μg/日	吸入ステロイド薬 BDP換算200~400 μg/日
または以下のいずれか併用 以下のいずれか併用 経口アレルギー薬 DSCG+β2刺激薬 オメソチジン除放散剤	または以下のいずれか併用 ロイコトリエン受容体拮抗薬 経口抗アレルギー薬 β2刺激薬 オメソチジン除放散剤
発作に応じた薬物療法 抗アレルギー薬(BDP) スティック 間欠型	発作に応じた薬物療法 抗アレルギー薬(BDP) スティック 間欠型

© PCAPS/東京書籍高価版バズ

PCAPSコンテンツ初版時:ガイドライン2002

表 1 小児喘息の長期管理に関する薬物療法 2~5歳(JGGL2002)

吸入ステロイド薬 (BDP換算200~300 μg/日)	吸入ステロイド薬 (BDP換算300~600 μg/日)
以下のいずれか、あるいは併用 経口抗アレルギー薬 DSCG+β2刺激薬 (1日2回吸入) オメソチジン除放散剤	以下のいずれか併用(考慮) ロイコトリエン受容体拮抗薬 経口抗アレルギー薬 (1日2回吸入) オメソチジン除放散剤
発作に応じた薬物療法 吸入ステロイド薬 抗アレルギー薬(BDP) スティック 間欠型	吸入ステロイド薬 抗アレルギー薬(BDP) スティック 間欠型
吸入ステロイド薬 BDP換算200~300 μg/日	以下のいずれか併用(考慮) ロイコトリエン受容体拮抗薬 経口抗アレルギー薬 (1日2回吸入) オメソチジン除放散剤
吸入ステロイド薬 抗アレルギー薬(BDP) スティック 間欠型	吸入ステロイド薬 抗アレルギー薬(BDP) スティック 間欠型

表 1 小児喘息の長期管理に関する薬物療法 6~15歳(JGGL2002)

吸入ステロイド薬 (BDP換算400~800 μg/日)	吸入ステロイド薬 (BDP換算200~400 μg/日)
または以下のいずれか併用 あるいは授与の併用 以下のいずれか併用 経口アレルギー薬 DSCG+β2刺激薬 オメソチジン除放散剤	以下のいずれか併用(考慮) ロイコトリエン受容体拮抗薬 経口抗アレルギー薬 DSGS 長時間作用性β2刺激薬 オメソチジン除放散剤
発作に応じた薬物療法 抗アレルギー薬(考慮) スティック 間欠型	発作に応じた薬物療法 抗アレルギー薬(考慮) スティック 間欠型
吸入ステロイド薬 BDP換算200~300 μg/日	吸入ステロイド薬 BDP換算200~400 μg/日
または以下のいずれか併用 以下のいずれか併用 経口アレルギー薬 DSGS オメソチジン除放散剤	または以下のいずれか併用(考慮) ロイコトリエン受容体拮抗薬 経口抗アレルギー薬 DSGS 長時間作用性β2刺激薬 オメソチジン除放散剤
発作に応じた薬物療法 抗アレルギー薬(考慮) スティック 間欠型	発作に応じた薬物療法 抗アレルギー薬(考慮) スティック 間欠型

© PCAPS/東京書籍高価版バズ

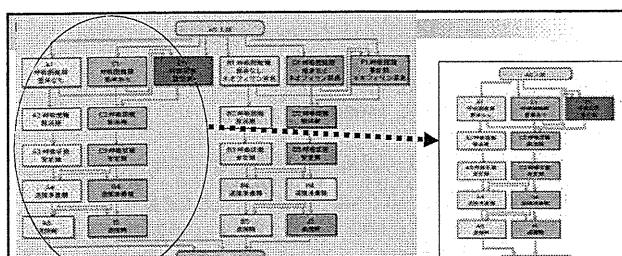
重症度評価はJGGL2002とJGGL2005では全く相違がない

表 1 小児喘息の急性発作の重症度評価(JGGL2005)

	小発作	中発作	大発作	呼吸不全
喘鳴	軽度	明らか	著明	消失
難呼吸	なし~軽度	明らかな	著明	著明
呼吸困難	なし	あり	明らかな	著明
起坐呼吸	なし	横になれる	あり	あり
チアノーゼ	なし	あり	顎舌	なし
呼吸数	増加	増加	増加	不定
安静時	なし	あり	著明	著明
歩行時	普通	著明	歩行困難	歩行不能
会話	普通	やや困難	とぎれとぎれ	不能
食事	やや低下	困難	不能	不能
睡眠	眠れる	時々目を覚ます	警醒される	障害される
意識障害	正常	やや興奮	興奮	錯乱
意識低下	なし	なし	ややあり	あり
PEF	>60%	30~60%	<30%	測定不能
吸入後	>80%	50~80%	<50%	測定不能
Spo2	>96%	92~95%	<91%	<91%
Paco2	<41mmHg	<41mmHg	41~60mmHg	>60mmHg

覚醒時における小児の正常呼吸数の目安	
2ヶ月	<60/分
2~12ヶ月	<50/分
1~5歳	<40/分
6~8歳	<30/分

家庭での対応についてもJGGL2002とJGGL2005で相違がなかった。



ガイドラインの改善

→PCAPSコンテンツへの新たなガイドラインの組み込み

ほとんど相違がない。異なる点としてはJGGL2005では、中発作時の吸入以後の薬物は、先にステロイド薬(静注・経口)を行い、and/orアミノフィリン点滴静注・持続点滴の順となった。アミノフィリン点滴静注・持続点滴(商品名ネオフィリン)は、JGGL2005作成時までにはネオフィリン禁忌があるものとかんがえられており喘息治療に精通した医師のもとで行われることが望ましいとされている。その後2008ではネオフィリン禁忌はないものと定められた。

© PCAPS/東京書籍高価版バズ

ほとんどの相違がない。異なる点としてはJGGL2005では、中発作時の吸入以後の薬物は、先にステロイド薬(静注・経口)を行い、and/orアミノフィリン点滴静注・持続点滴の順となった。アミノフィリン点滴静注・持続点滴(商品名ネオフィリン)は、JGGL2005作成時までにはネオフィリン禁忌があるものとかんがえられており喘息治療に精通した医師のもとで行われることが望ましいとされている。その後2008ではネオフィリン禁忌はないものと定められた。

表 1 小児喘息の急性発作に対する薬物療法(JGGL2002)

吸入ステロイド静注 補助呼吸 人工呼吸	
ステロイド薬静注	ステロイド薬静注 イバプロフェン静注 イバプロフェン点滴静注 持続点滴
アミノフィリン点滴静注 (ネオフィリン血中濃度15 μg/ml以下)	アミノフィリン点滴静注 (ネオフィリン血中濃度5~15 μg/ml) 点滴、アンドースの補正
β2刺激薬の吸入 静至吸入(考慮)	β2刺激薬の吸入 静至吸入(考慮)
中発作	大発作 呼吸不全

表 2 小児喘息の急性発作に対する薬物療法(JGGL2005)

吸入ステロイド静注 補助呼吸 人工呼吸	
ステロイド薬静注	ステロイド薬静注 イバプロフェン静注 イバプロフェン点滴静注 持続点滴
アミノフィリン点滴静注 (ネオフィリン血中濃度15 μg/ml)	アミノフィリン点滴静注 (ネオフィリン血中濃度5~15 μg/ml) 点滴、アンドースの補正
β2刺激薬の吸入 静至吸入(考慮)	β2刺激薬の吸入 静至吸入(考慮)
中発作	大発作 呼吸不全

表 2 小児喘息の急性発作に対する薬物療法(JGGL2005)

表10より、同じ中時間作用型のプレドニンとシリカドロールについても成分により使用を区別している可能性がある。また同じ中時間作用型にもその効果のある期間に違いがあり、それにより区別していると考えられる。

表 1 ステロイド剤と抗生剤の種類について

注射用	点滴用	静注用	吸入用
プレドニン	点滴用	点滴用	吸入用
シリカドロール	点滴用	点滴用	吸入用
ソルビタード	点滴用	点滴用	吸入用
ナフチドロ	点滴用	点滴用	吸入用
ラブリド	点滴用	点滴用	吸入用
アミノフィリン	点滴用	点滴用	吸入用
ロマジン	点滴用	点滴用	吸入用
ロマジン点滴用	点滴用	点滴用	吸入用
フルボラン点滴用	点滴用	点滴用	吸入用
フルボラン	点滴用	点滴用	吸入用

表 2 ステロイド剤の使用目的について

商品名	ステロイド成分名	ステロイド種類	ヒドロコルチゾンと1したした値	半減期(h) 分類
コートリル	ヒドロコルチゾン	コルチゾール	1.0	8~12 中時間作用型
シリカドロ	コハク酸ヒドロコルチゾン	コルチゾール	4.0	12~36 中時間作用型
シリカシンド	メチルブレドニゾロン	フレドニゾロン	5.0	24~48 長時間作用型
レダコート	トリアミンゾロン	トリアミンゾロン	25.0	36~54 長時間作用型
ケナコート	トリアミンゾロンセトニド	トリアミンゾロン	25.0	36~54 長時間作用型
オルガロン	デキサメタゾン	デキサメタゾン	25.0	36~54 長時間作用型
デカドロン	デキサメタゾン	デキサメタゾン	25.0	36~54 長時間作用型
リングロン	ベタメタゾン	ベタメタゾン	25.0	36~54 長時間作用型

© PCAPS/東京書籍高価版バズ

■ ステロイド剤をA1ユニット時投与とのときの平均滞在日数は4.5日、A1ユニット時無投与とのときの平均滞在日数は6.2日

日付	A1時無投与		A1時有投与		A1時無投与		A1時有投与		A2時無投与		A2時有投与	
	日数	症例	日数	症例	日数	症例	日数	症例	日数	症例	日数	症例
1	A1=1回	1414955	14147204	A1=1回	1414955	1414955	A1=0	1414955	1414955	A1=0	1414955	A1=1回
2	A2=1回	1414955	1414955	A2=1回	1414955	1414955	A2=0	1414955	1414955	A2=0	1414955	A2=1回
3	A1=1回	1414955	1414955	A1=1回	1414955	1414955	A1=0	1414955	1414955	A1=0	1414955	A1=1回
4	A2=1回	1414955	1414955	A2=1回	1414955	1414955	A2=0	1414955	1414955	A2=0	1414955	A2=1回
5	A1=1回	1414955	1414955	A1=1回	1414955	1414955	A1=0	1414955	1414955	A1=0	1414955	A1=1回
6	A2=1回	1414955	1414955	A2=1回	1414955	1414955	A2=0	1414955	1414955	A2=0	1414955	A2=1回
7	A1=1回	1414955	1414955	A1=1回	1414955	1414955	A1=0	1414955	1414955	A1=0	1414955	A1=1回
8	A2=1回	1414955	1414955	A2=1回	1414955	1414955	A2=0	1414955	1414955	A2=0	1414955	A2=1回
9	A1=1回	1414955	1414955	A1=1回	1414955	1414955	A1=0	1414955	1414955	A1=0	1414955	A1=1回
10	A2=1回	1414955	1414955	A2=1回	1414955	1414955	A2=0	1414955	1414955	A2=0	1414955	A2=1回
11	A1=1回	1414955	1414955	A1=1回	1414955	1414955	A1=0	1414955	1414955	A1=0	1414955	A1=1回
12	A2=1回	1414955	1414955	A2=1回	1414955	1414955	A2=0	1414955	1414955	A2=0	1414955	A2=1回
13	A1=1回	1414955	1414955	A1=1回	1414955	1414955	A1=0	1414955	1414955	A1=0	1414955	A1=1回

図 1 A 系列ステロイド剤投与の影響について

抗生素をA1ユニット時投与とのときの平均滞在日数は5日、A1ユニット時無投与とのときの平均滞在日数は5.25日

日付	日数	症例	日数	症例	日数	症例	日数	症例	日数	症例	日数	症例
1414955	2222850	95147204	2222850	95142041	2222850	1414955	2222850	1414955	2222850	1414955	2222850	1414955
1	0	A1=1回	0	A1=1回	0	A1=0	0	A1=0	0	A1=0	0	A1=0
2	0	A2=1回	0	A2=1回	0	A2=0	0	A2=0	0	A2=0	0	A2=0
3	0	A1=1回	0	A1=1回	0	A1=0	0	A1=0	0	A1=0	0	A1=0
4	0	A2=1回	0	A2=1回	0	A2=0	0	A2=0	0	A2=0	0	A2=0
5	0	A1=1回	0	A1=1回	0	A1=0	0	A1=0	0	A1=0	0	A1=0
6	0	A2=1回	0	A2=1回	0	A2=0	0	A2=0	0	A2=0	0	A2=0
7	0	A1=1回	0	A1=1回	0	A1=0	0	A1=0	0	A1=0	0	A1=0
8	0	A2=1回	0	A2=1回	0	A2=0	0	A2=0	0	A2=0	0	A2=0
9	0	A1=1回	0	A1=1回	0	A1=0	0	A1=0	0	A1=0	0	A1=0
10	0	A2=1回	0	A2=1回	0	A2=0	0	A2=0	0	A2=0	0	A2=0
11	0	A1=1回	0	A1=1回	0	A1=0	0	A1=0	0	A1=0	0	A1=0
12	0	A2=1回	0	A2=1回	0	A2=0	0	A2=0	0	A2=0	0	A2=0
13	0	A1=1回	0	A1=1回	0	A1=0	0	A1=0	0	A1=0	0	A1=0

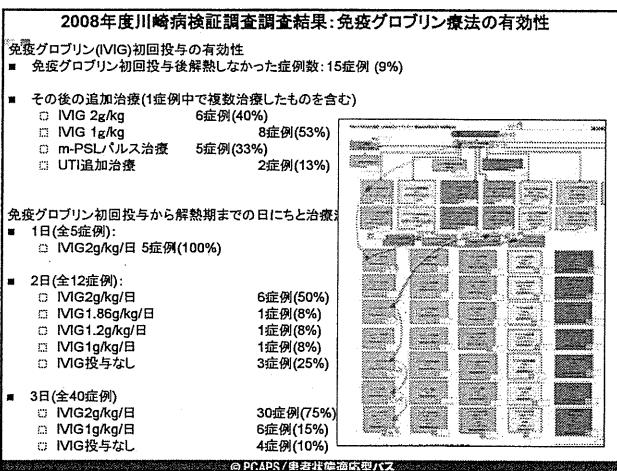
図 1 A 系列抗生素投与の影響について

© PCAPS / 基礎社会医療広報バス

治療方法・主薬剤の使い方に関する 臨床知識抽出のための 実臨床データの収集・集計

川崎病と免疫グロブリン

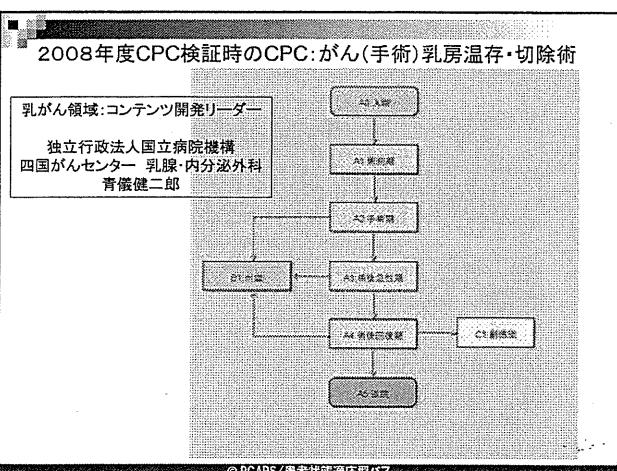
© PCAPS / 基礎社会医療広報バス

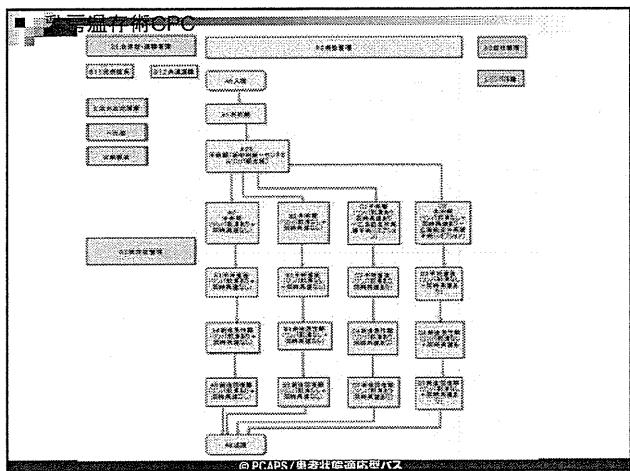
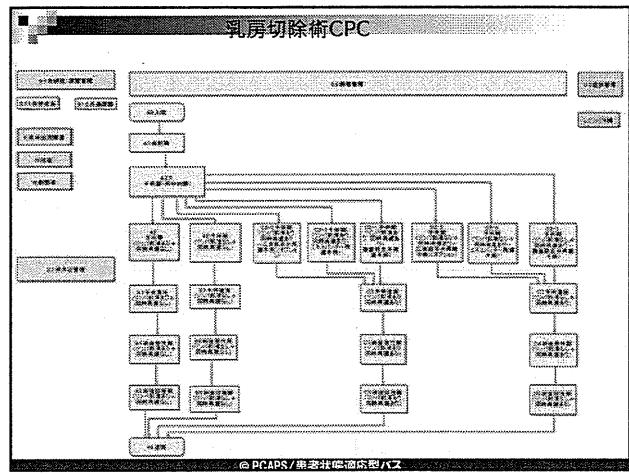
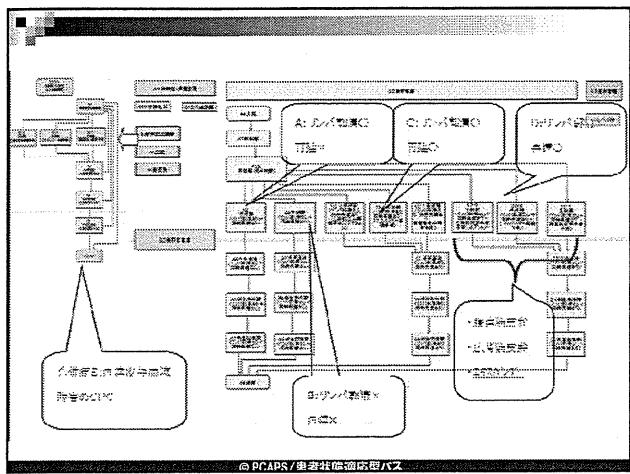


患者ニーズに応える臨床設計

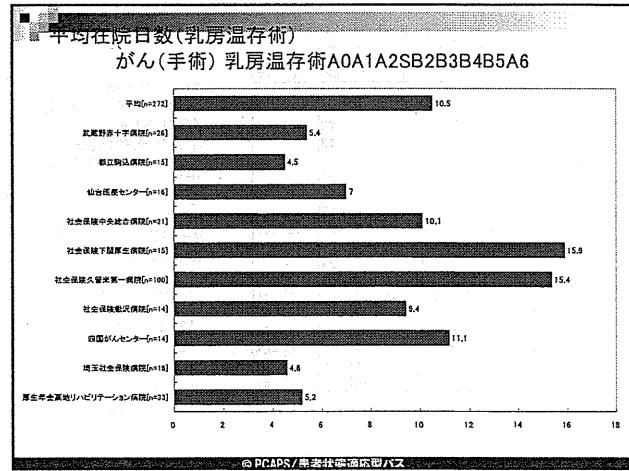
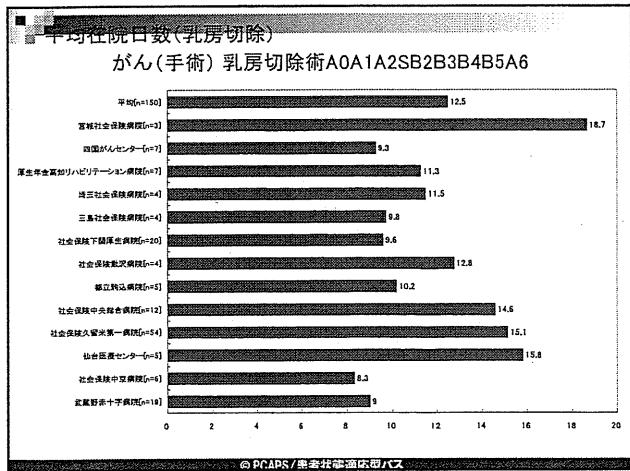
乳がん手術
リンパ節郭清
乳房再建術

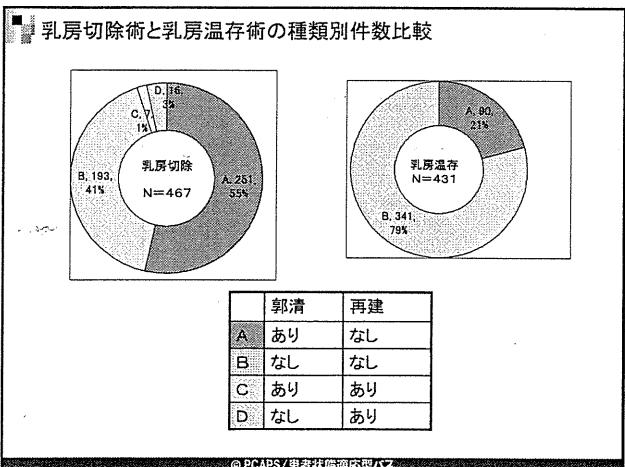
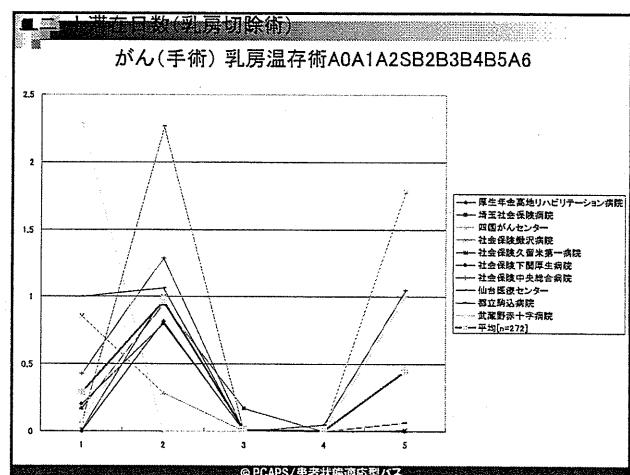
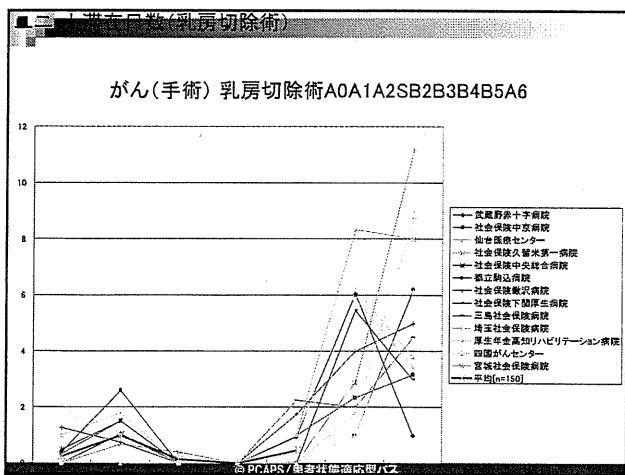
© PCAPS / 基礎社会医療広報バス





病院名	乳房切除術	乳房温存術
社会保険中央総合病院	12	-
宮城社会保険病院	21	-
霞ヶ丘保健センター吉総合病院	20	21
霞ヶ丘保健センター中央病院	13	8
霞ヶ丘保健センター中央総合病院	-	20
厚生年金高知リハビリテーション病院	21	45
埼玉社会保険病院	18	22
三島社会保険病院	20	-
四日市んセンター	20	20
社会保険横浜中央病院	20	-
社会保険下関厚生病院	24	15
社会保険東京医療病院	23	14
社会保険久留米第一病院	162	174
社会保険中京病院	22	25
仙台医療センター	21	25
都立駒込病院	20	20
武藏野赤十字病院	30	30
合計	467	440





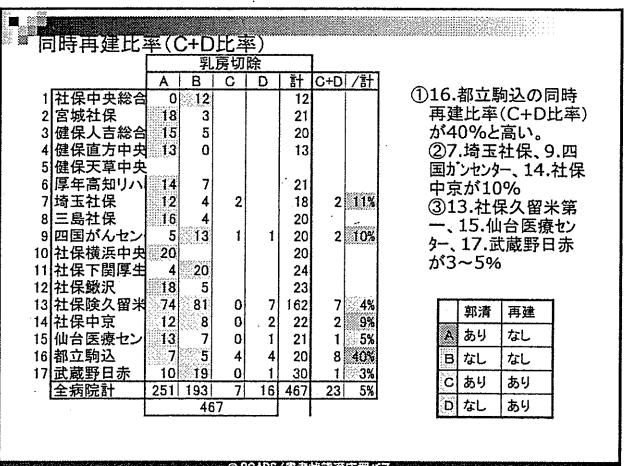
■ A/B/C/D率

郭清	再建	乳房切除				乳房温存				
		A	B	C	D	計	A	B	C	D
A あり	なし	0	12		12	4	21			25
B なし	なし	18	3	21		20	1	20		21
C あり	あり	15	5	20		13	9	0		9
D なし	あり	13	0	13			7	13		20
		厚年高知リハ	7	21		21	12	33		45
		埼玉社保	12	4	2	18	4	18		22
		三島社保	16	4	20		20			
		四国がんセンター	5	13	1	20	5	15		20
		社保横浜中央	20				20			
		社保下関厚生	4	20		24	0	15		15
		社保飯沢	18	5		23	0	14		14
		社保久留米第一	74	81	0	7	162	30	144	
		社保中京	12	8	0	2	22			
		仙台医療センター	13	7	0	1	21	9	16	
		都立駒込	7	5	4	4	20	5	15	
		武蔵野日赤	10	19	0	1	30	4	26	
		全病院計	251	193	7	16	467	90	350	
					467				440	

まとめ

①B(郭清なし)は乳房切除では40%だが、乳房温存では80%
②1.社保中央、9.四国がんセンター、11.社保下関、17.武蔵野日赤は乳房切除でも郭清なしが2倍以上多い。
③4.健保直方は乳房切除、乳房温存の両方とも郭清ありが100%

© PCAPS / 勝者扶養適応型バス



平成23年度第1回公開シンポジウム

診療ガイドライン: 新たなステップへ(2012年2月12日) 資料

- * 今後のEBM普及促進に向けた診療ガイドラインの役割と可能性に関する研究
中山健夫 (京都大学大学院医学研究科社会医学系 研究情報学分野 教授) 70
- * 医療システムの構築に向けて
- PCAPS臨床プロセスモデル群を用いた診療ガイドライン準拠院内標準」の合意形成手法 -
水流 聰子 (東京大学大学院工学系研究科
医療社会システム工学 特任教授) 75
飯塚 悅功 (東京大学大学院工学系研究科
医療社会システム工学・構造化学知識工学 特任
棟近 雅彦 (早稲田大学理工学術院
創造理工学部経営システム工学科・経営工学 教
- * 添付文書と診療ガイドライン
津谷 喜一郎 (東京大学大学院薬学系研究科 医薬政策学 特任教授) 82
- * 患者参加で医療が変わる - 参加から協働へ -
栗山 真理子 (日本患者会情報センター代表) 88
- * 診療方針・医療政策における医療経済評価の価値と課題
森 臨太郎 (一般社団法人 国際母子保健研究所 所長) 94
- * 診療ガイドラインの意味を多角的に考える
- 医師にとって、患者にとって、社会にとって -
稻葉 一人 (中京大学法科大学院 法務研究科・法学 教授) 98

厚生労働科学研究費補助金
(地域医療基盤開発推進研究事業)
2012年2月12日

今後のEBM普及促進に向けた 診療ガイドラインの役割と可能性 に関する研究 (H23-医療-指定-042)

京都大学大学院医学研究科 社会健康医学系
専攻健康情報学分野
中山健夫

厚生労働科学研究: 診療ガイドライン関連課題

- 2001~3年度…EBMを指向した「診療ガイドライン」と医学データベースに利用される「構造化抄録」作成の方法論の開発とそれらの受容性に関する研究
- 2004~6年度…「根拠に基づく診療ガイドライン」の適切な作成・利用・普及に向けた基盤整備に関する研究: 患者・医療消費者の参加推進に向けて
- 2007~9年度…診療ガイドラインの新たな可能性と課題: 患者・一般国民との情報共有と医療者の生涯学習
- 2010~11年度…今後のEBM普及促進に向けた診療ガイドラインの役割と可能性に関する研究

2

EBM: evidence-based medicine

- 根拠に基づく医療
- 「臨床家の勘や経験ではなく科学的な根拠(エビデンス)を重視して行う医療」…?
- “EBM is the integration
-of best research evidence
-with clinical expertise
-and patient values”

人間集団から疫学的手法で得られた質の高い一般論

貴重な個々の経験の積み重ね
(…から得られる直観的判断力)

("Evidence-based Medicine: How to practice and teach EBM", Sackett et al. BMJ 1996)

3

診療ガイドライン

診療ガイドライン

「特定の臨床状況において、適切な判断を行なうため、臨床家と患者を支援する目的で (assist practitioner and patient decisions) 系統的に作成された文書」 (米国医学研究所 Institute of Medicine, 1990)

患者も診療ガイドラインのユーザー。
さらに家族、介護者も…。

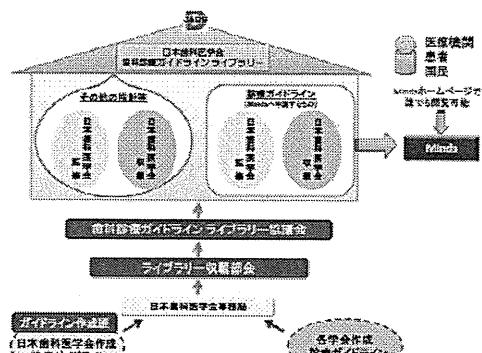
目的は「支援」
regulate, order,
direct ではない。

実践・臨床家、
doctorsに限らない。
チーム医療を想定。

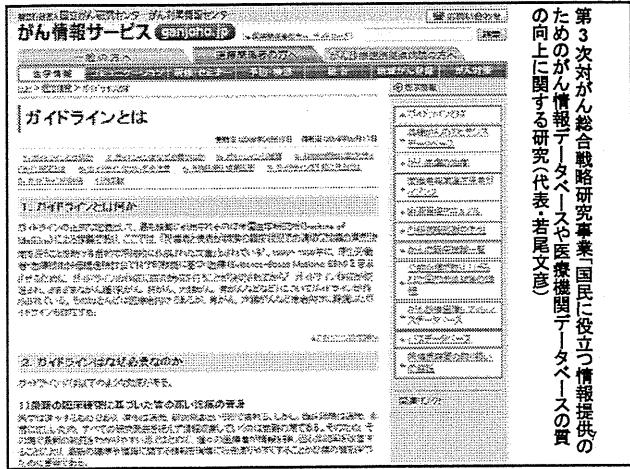
「病気に対し向き合う医療者、患者・家族を力づけ、動かす情報源」



日本歯科医学会 歯科診療ガイドラインライブラリー



6



INSTITUTE OF MEDICINE
OF THE NATIONAL ACADEMIES

Report

Clinical Practice Guidelines We Can Trust

Author: March 23, 2011
Type: Consensus Report
Topic: Quality improvement
Activity: Initiatives for Developing Trustworthy Clinical Practice Guidelines
Source: Based on Health Care Services

This report identifies strategies healthcare providers can use to develop clinical practice guidelines that are informed by evidence and incorporate uncertainty. They can also use systematic reviews, in addition to their knowledge, experience, and clinical judgment, to inform their decisions. Effectiveness and patient-centeredness must include consideration of the needs of patients and health care providers.

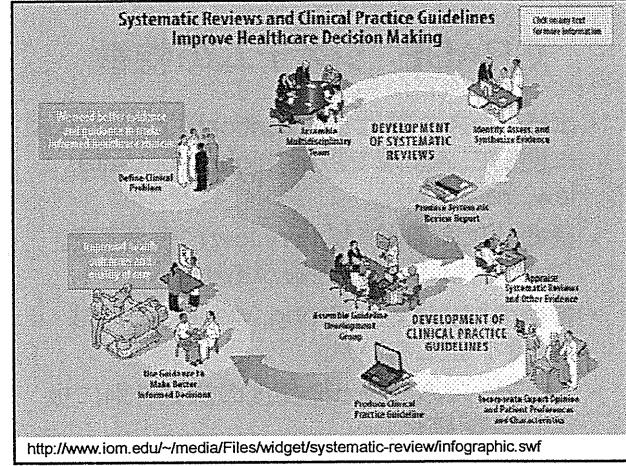
The report highlights the large number of new diagnostic, therapeutic, preventive, and other clinical interventions that have been developed in recent years. It also emphasizes the need for more research to evaluate the effectiveness of these interventions. The report also discusses the importance of clinical practice guidelines in improving health care quality and patient outcomes.

The IOM's approach, through the process of systematic reviews and clinical practice guidelines, can help ensure that health care providers have access to the best available evidence to inform their clinical decision making. The report describes how standards for developing trustworthy clinical practice guidelines can be used to improve health care quality and patient outcomes.

IOM Committee's Definition of CPG

- Clinical Practice Guidelines are statements that include recommendations intended to optimize patient care.
- 診療ガイドラインとは、患者ケアの最適化を目的とする推奨を含む声明書である。
- They are informed by a systematic review of evidence and an assessment of the benefits and harms of alternative care options.
- 診療ガイドラインは、エビデンスの系統的レビューと、他の選択肢の益と害の評価によって作成される。

4



Conclusion 1

- Patients rely on healthcare providers for quality care and expect that those providers have the knowledge and expertise to make health-related decisions.
- 患者は、医療提供者に良質のケアを求め、医療提供者が医療・健康に関する適切な意思決定を行える知識と専門性があることを期待している。
- Clinical practice guidelines can aid clinicians and patients alike in determining the best treatment options for a particular disease or condition.
- 診療ガイドラインは臨床家と患者の両方にとって、ある特定の疾患や状態に対して最良の治療の選択肢を決定する際の支援となる。

Conclusion 2

- While there always will be uncertainty in clinical practice, ensuring that clinicians have trustworthy guidelines will bring more evidence to bear on clinician and patient decision making.
 - 臨床には常に不確実性が存在するが、臨床家が信頼できるガイドラインを確実に手にできれば、臨床家と患者は意思決定に際して、より多くのエビデンスを役立てられるであろう。
- Trustworthy guidelines hold the promise of improving health care quality and outcomes.
 - 信頼できるガイドラインは、医療の質とアウトカムの向上に向けた希望となる。

診療ガイドラインの作成方法

- GOBSAT (Good Old Boys Sitting Around the Table) から . . .
- Evidence-based ^
 - 臨床上の疑問の明確化
 - エビデンスの検索・評価
(Level of Evidence の決定)
 - 推奨度の決定 (Grade of Recommendation)
- さらに Evidence-based consensus ^
 - Delphi method, Nominal Group Techniqueなどの合意形成手法の活用
(国内では潰瘍性大腸炎、禁煙支援ガイドラインなど)

13

GRADE working group

[Home | Introduction | Toolbox | Publications | Member login | Links | Contact]

Learn more

FAQ

Organizations

Downloads

Courses

About us

What's new

• GRADE used

for WHO's HINI

flu guidance

Announcements

• More and more

organizations

choose GRADE

Welcome

The Grading of Recommendations Assessment, Development and Evaluation (GRADE) Working Group began in the year 2003 as an informal collaboration of experts with an interest in developing the framework of assessing quality of evidence and strength of recommendations. Many international organizations have adopted and used the development of the approach and have started using it worldwide.

■ English ■ French ■ German ■ Italian ■ Polish ■ 中文
About | Members | Contact Us | Join the GRADE working group

14

GRADE システムの特徴

- エビデンスの質は重大(critical)なアウトカムに関して、4段階で評価(high, moderate, low, very low)。
- 最終的にRCTsでも「very low」、観察研究(low)でも「high」と評価があり得る。
- 推奨の強さは2種(strong, weak)、方向は(推奨する・しない)。
- エビデンスの評価と推奨度の決定を別に扱うことを明確化。

15

GRADEによる推奨度 :考慮する要因

- 重大なアウトカムに関するエビデンスの質
- 利益と不利益のバランス
- 患者の価値観や好み
- コストや資源の利用

16

GRADE法の課題:採否の検討に際して

1. 個々のエビデンスの評価(バイアスのチェック等)に、従来以上にEBMの知識を要する
2. 個々のエビデンスからエビデンスの総体へ(body of evidence)、2段階の検討を混乱しないように
3. エビデンス(個々・総体)のレビュー作業の負担が大きいので、クエスチョンの精選が必要
4. 診療ガイドライン作成においても、システムティック・レビュー(メタ・アナリシス)を行う／成果を活用
5. 国内でもシステムティック・レビューを行える人材の育成が不可欠
6. 害とコストに関するエビデンスも評価が必要

診療ガイドラインの新たな役割

- 医療者と患者(+家族、介護者)の情報共有・コミュニケーションの基点
 - 「対話の結節点」 稲葉一人(科学文明研究所・元大阪地裁判事)
 - 医療者にとってアカウンタビリティ、プロフェッショナリズムの足場
- 「情報の非対称性」から“Shared Decision Making”へ

18

診療ガイドラインの法的問題

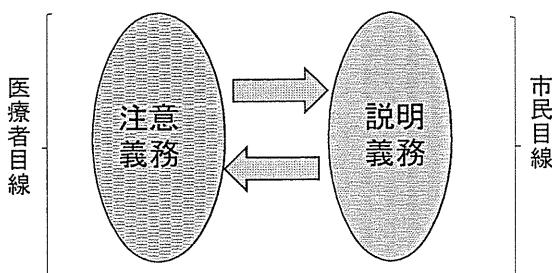
- Hurwitz B. Legal and political considerations of clinical practice guidelines. BMJ. 1999;318:661-4.
- ・・・ガイドラインが存在するという理由だけで、いかなる状況においてもガイドラインに準拠することが妥当で、準拠しないことが医療過誤ということにはならない。
- 盲目的に診療ガイドラインに準拠することによって医療改善を図ることはできない。
- エビデンスとの関連性がいかに明確な診療ガイドラインでも、慎重な解釈、自己判断を踏まえた上での適用が必要。
- ・・・Soft lawとしてのガイドライン
 - “Comply or explain” principle.

19

「推奨」が当てはまる場合、当てはまらない場合

- 診療ガイドラインの「推奨」が当てはまるのは60-95%
- 当てはまる場合・・・
 - あなたの病状はこのようなものです。
 - 診療ガイドラインでは、このような治療が勧められています。
 - あなたにもこれが最も良い（100%確実とは言えませんが）治療だと思います。
- 当てはまらない場合・・・
 - あなたの病状はこのようなものです。
 - 診療ガイドラインでは、このような治療が勧められています。
 - しかし、***といった理由で、あなたには、この治療ではなく、別の治療が良いかもしれません・・・
- 当てはまる場合も、そうでない場合も、「診療ガイドライン」を用いたコミュニケーションが可能。

法的判断の視点



中京大学法科大学院・稻葉一人教授 2011.12.4
公益財団法人医療機能評価機構Minds 意見交換会（中山作成）

医療関係訴訟において診療ガイドラインが取り上げられた判例数

	既済	診療ガイドラインの言及	(%)
2006年8月7日、奈良県大淀町立大淀病院で出産中の32歳女性が脳出血（奈良県妊婦「たらいまわし」事件）	591	9	0.6%
722	11	0.7%	
869	15	0.8%	
2	14	0.7%	
20			
2006			
2007			
2008	1003	1035	0.9%
2009			1.2%
2010			2.0%
2011			1.9%
			2.1%
			1.8%
			—
			—

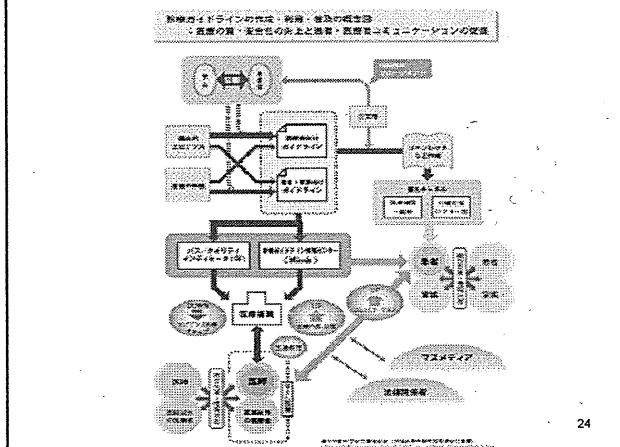
（稻葉一人、2010年度厚生労働科学研究・今後のEBM普及促進に向けた診療ガイドラインの役割と可能性に関する研究[代表・中山健夫]）²²

診療ガイドラインの役割と可能性

- 意思決定支援 ・・・医療者、患者、家族、介護者
- Evidence-practice gapの改善（把握、原因分析）
- コミュニケーションの基点
 - 患者・家族・介護者と医療者
 - 患者同士
 - 医療者同士（→チーム医療）
 - 診療科の連携
 - 臨床家と研究者（→新しい医学研究）
 - 地域での医療機関連携（→地域パス）
 - 専門家から社会・行政（→アカウンタビリティ／アドボカシー）
 - マスメディアの情報源
- 医療者の生涯教育
 - 患者志向の問題意識で専門的知識を継続的に更新
 - 卒前教育→卒後教育
 - プロフェッショナリズム

23

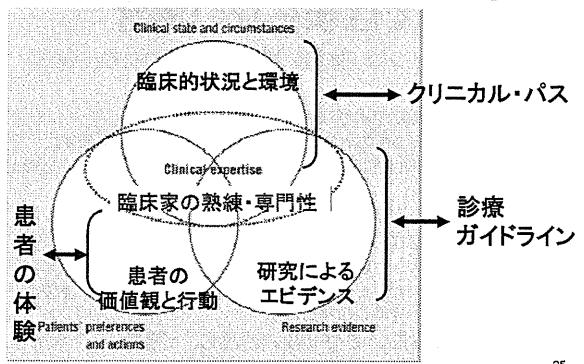
診療ガイドラインの構成・実践・社会的意義
医療の基盤・安全性の向上と患者・医療者コミュニケーションの促進



24

Evidence does not make decisions, people do.

...System assures, facilitates and integrates the whole process.



Haynes, R B. et al. BMJ 2002;324:1350

25